

2020年（令和2年）5月7日

建設業者等の皆様へ

福山市建設局建設管理部建設政策課
福山市建設局建設管理部技術検査課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
契約事務等の取扱いについて

日頃より、本市建設行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、これまで契約事務等について、国に準じて取り組んでまいりましたが、5月4日付で、「緊急事態宣言」が延長されたことや、本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、今後も継続して、別紙のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

なお、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事従事者や業務従事者の確保などの面で工事又は業務の継続が難しい状況がございましたら、工事及び業務の担当課に御相談ください。

別紙

2020年(令和2年)5月7日

取組内容		対象となる主のもの	取組期間
1	建設工事及び建設コンサルタント等業務に伴う受注者との打合せや指示などは、原則、電子メールや電話、郵送など来庁以外の方法で対応します。	<ul style="list-style-type: none">・現場代理人等通知書、下請負人等に関する届出書・工事打合せ簿、段階確認、履行報告書・設計業務委託の協議に係る図面及び報告書	当分の間
2	建設工事及び建設コンサルタント等業務の契約関係書類については、電子メールや郵便など来庁以外の方法で対応することも可とします。	<p>【電子メール対応】 ・随意契約での仕様書、見積書 【郵便対応】 ・契約書、請書</p>	

注) 取組内容については、上下水道局と同様であります。なお、取組の詳細やご不明な点は、工事及び業務の各担当課へお問い合わせください。

※ 取組内容や取組期間については、現時点のものであり、今後、国内・県内の感染状況により変更する場合があります。